

高松市立学校における防災体制の 現状と課題



高松市教育委員会 保健体育課

1 学校防災マニュアルについて

〔学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き H24.3月 文科省 参照〕

学校保健安全法に第29条規定されている
「危険等発生時対処要領」は、
「危機管理マニュアル」と同義であり、

危険の対象によって
「防犯マニュアル」
「不審者対応マニュアル」
「防災マニュアル」
「災害発生時対応マニュアル」等と呼ばれます。

1 学校防災マニュアルについて

[学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き H24.3月 文科省 参照]

(1) 作成の目的

- ① 学校における災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- ② 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

1 学校防災マニュアルについて

[学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き H24.3月 文科省 参照]

(2) 三段階の危機管理

① 事前の危機管理(備える)

体制整備と備蓄、点検、防災(避難)訓練、教職員研修

② 発生時の危機管理(命を守る)

初期対応、二次対応

③ 事後の危機管理(立て直す)

安否確認、対策本部の設置、引き渡しと待機、
避難所運営協力、心のケア

2 高松市立学校の現状 事前の危機管理（備える）

- (1) 体制整備と備蓄
 - ・ 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
 - ・ 地域災害特性から予想される二次被害の洗い出し
- (2) 点検
 - ・ 避難経路や避難場所の点検
- (3) 防災（避難）訓練
 - ・ 訓練・評価・改善のサイクルでマニュアルの見直し
- (4) 教職員研修等
 - ・ 地域や関係団体との連携による人材等の活用
 - ・ 防災意識の高揚と専門的知識・技能の向上

2 高松市立学校の現状

事前の危機管理（備える）



高松市立小学校における防災（避難）訓練
(H29. 3月現在)

○地域と一緒に防災訓練実施 31校／48校

○地域との実施頻度 毎年 16校／31校

(H30. 3月現在)

○地域と一緒に防災訓練実施 37校／48校

学校安全管理研修会

○毎年12月下旬開催

○保・こ・幼・小・中・一高の教職員
各学校1名を対象として実施

○参加体験型防災研修



2 高松市立学校の現状

発生時の危機管理（命を守る）

(1) 初期対応

- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて出して身を寄せる
- 様々な状況を想定した防災(避難)訓練で身に付けた対応

(2) 二次対応

- 素早い情報収集
- 情報による二次避難の判断と対応
- 避難後の安全確保

2 高松市立学校の現状

事後の危機管理（立て直す）

- (1) 安否確認
 - ・ 地域の様々な団体や組織と連携し、災害時の連絡方法についての体制整備
- (2) 対策本部の設置
 - ・ 求められる機能とその業務内容
- (3) 引き渡しと待機
 - ・ 判断や手順などのルールづくり
- (4) 避難所運営協力
 - ・ 教職員の協力体制の整備
 - ・ 地域住民等が主体的に開設・運営できる体制整備
- (5) 心のケア
 - ・ 平常時と同じ(管理職、養護教諭、学級担任、学校医、SCなど)

(2) 対策本部の設置（求められる機能とその業務内容） A小学校の例

② 体制の確立

防災に関する計画に基づき、速やかに非常体制を確立する。なお、発災の時間及び被災状況によっては、管理職不在の際や、計画に基づく教職員の役割分担ができない場合も考えられるが、臨機応変に役割分担を変更するなどして、可能な限り最善の対応ができる体制の確立に努める。

《教職員の緊急動員体制》

段階	具体的な状況	職員	在校時・登下校時	在宅時
第1次配備	・高松市内で震度4の地震が発生したとき ・県に津波注意報が発表されたとき	管理職	直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。
		教職員	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は直ちに所属校に赴き配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。
第2次配備	・高松市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・県に津波警報が発表されたとき ・東南海地震の単独発生を受けて災害対策本部が設置されたとき	管理職	直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。
		教職員	あらかじめ定められた者は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	あらかじめ定められた者は直ちに所属校に赴き配備につく。他の者は、できる限り所属校に赴き、業務の補助を行う。
第3次配備	・高松市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・県に大津波警報が発表されたとき	管理職	直ちに配備につく。	直ちに所属校に赴いて配備につく。
		教職員	全教職員は直ちに配備につく。	全教職員は直ちに所属校に赴いて配備につく。

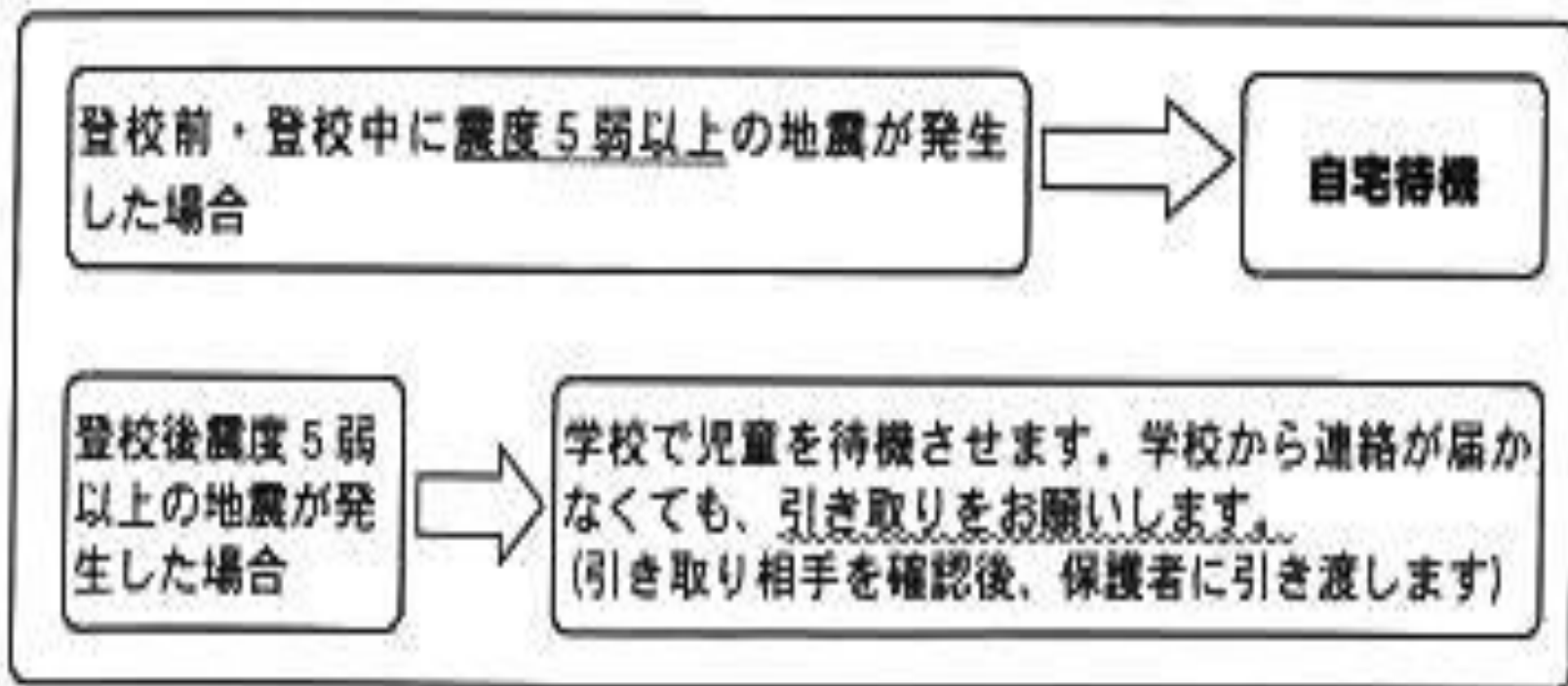
【留意事項】

- ・ 参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊などに注意する。

(3) 引き渡しと待機 (判断や手順などのルールづくり)

B小学校の例

地震発生時の対応について



【備考】非常災害時にはPTA携帯連絡網が利用できない場合もあります。このシートにしたがって速やかな対応をよろしくお願いします。

学校の避難所運営 マニュアル作成へ

県と県教委が手引

南海トラフ地震に備え、県と県教委は、学校による

「避難所運営マニュアル」の作成に向けた手引を作った。今後30年以内の南海トラフ地震の発生確率は今年2月に「70〜80%」に引き上げられており、各学校に地域と連携し、施設の利用計画や避難所生活のルール作りなどを盛り込んだマニュアルの策定を促す。

県や県教委によると、県内の公立の幼稚園や小中学校の約7割が災害時の避難所に指定されている。

避難所の運営は市町が担うが、大規模災害時は市町が被災状況の把握に追われ、避難所運営に携われない恐れがある。さらに、平日昼間に発生した場合、学校は児童生徒の安全確保と

同時に避難者の受け入れに当たることになる。

こうした事態を念頭に学校による避難所運営マニュアルの必要性が叫ばれるが、学校独自のマニュアル



県と県教委が作った学校における避難所運営マニュアル作成の手引き

はほとんど策定されていないのが実情だ。

2018年の熊本地震でも避難所運営に混乱が起き、文部科学省は17年1月、学校に避難所運営マニュアルを策定するよう通知。これを受け、県と県教委は手引を作成した。

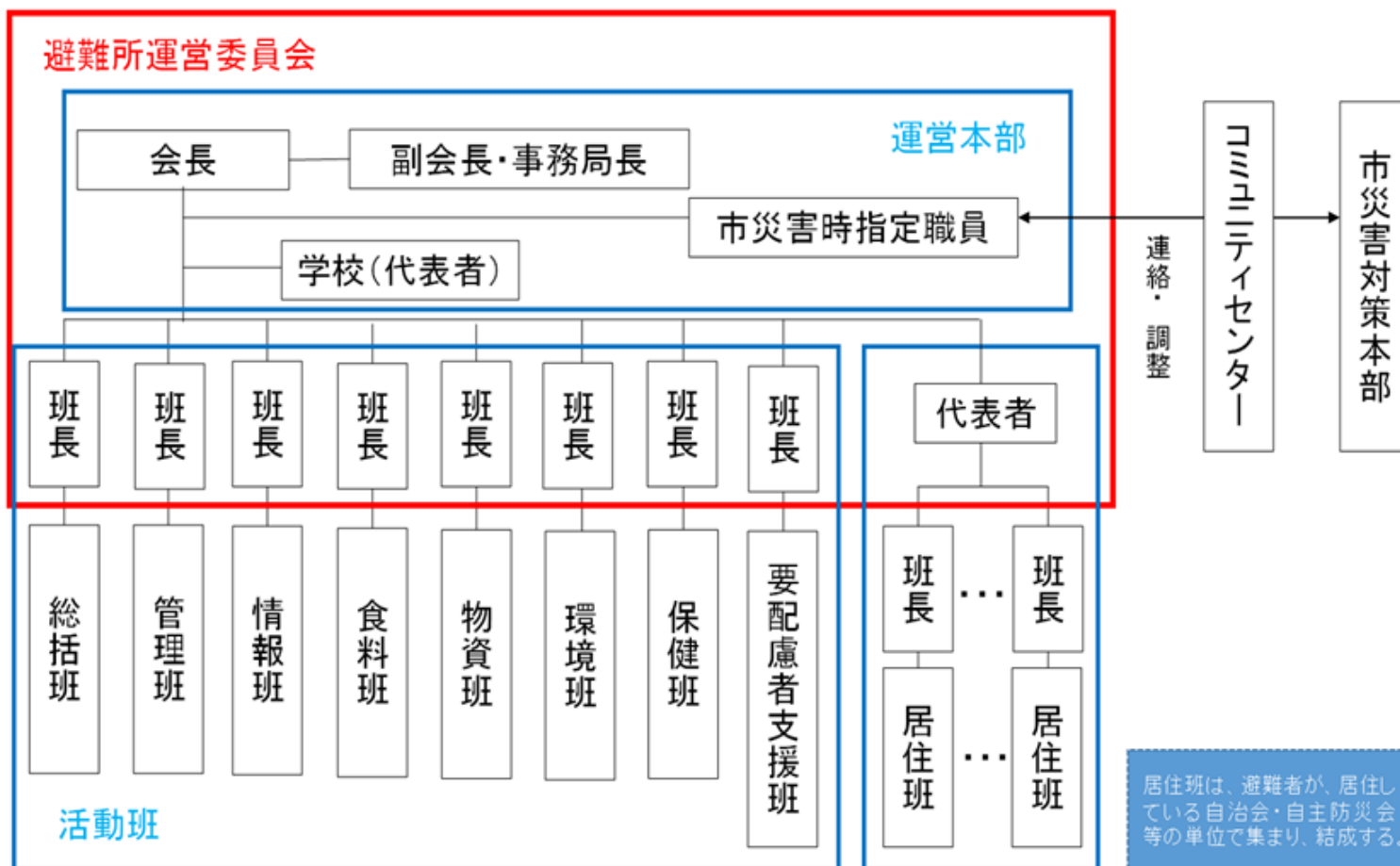
手引では、平日昼間のほか、教職員が不在の夜間・休日の発生を想定する必要があるとした上で、地元各市町や自主防災組織などと話し合い、▽建物の安全確認や避難者受け入れ準備などの初動対応▽居住スペースや仮設トイレなどの施設利用計画▽消灯時間やペット飼育などの避難所生活のルール作りなどをとらえるよう求めている。

県教委は手引のほか、昨年度、高瀬高と牟礼南小をモデル校に作成した避難所運営マニュアルをホームページで公開している。

(4) 避難所運営協力

避難所運営マニュアル(H29.3月 牟礼南小学校 作成)より

避難所運営の体制図



(4) 避難所運営協力 教職員の協力体制の整備

避難所運営の全体像

○ 学校実施日の昼間、災害が発生した場合における学校の対応及び避難所の活動は以下のとおり

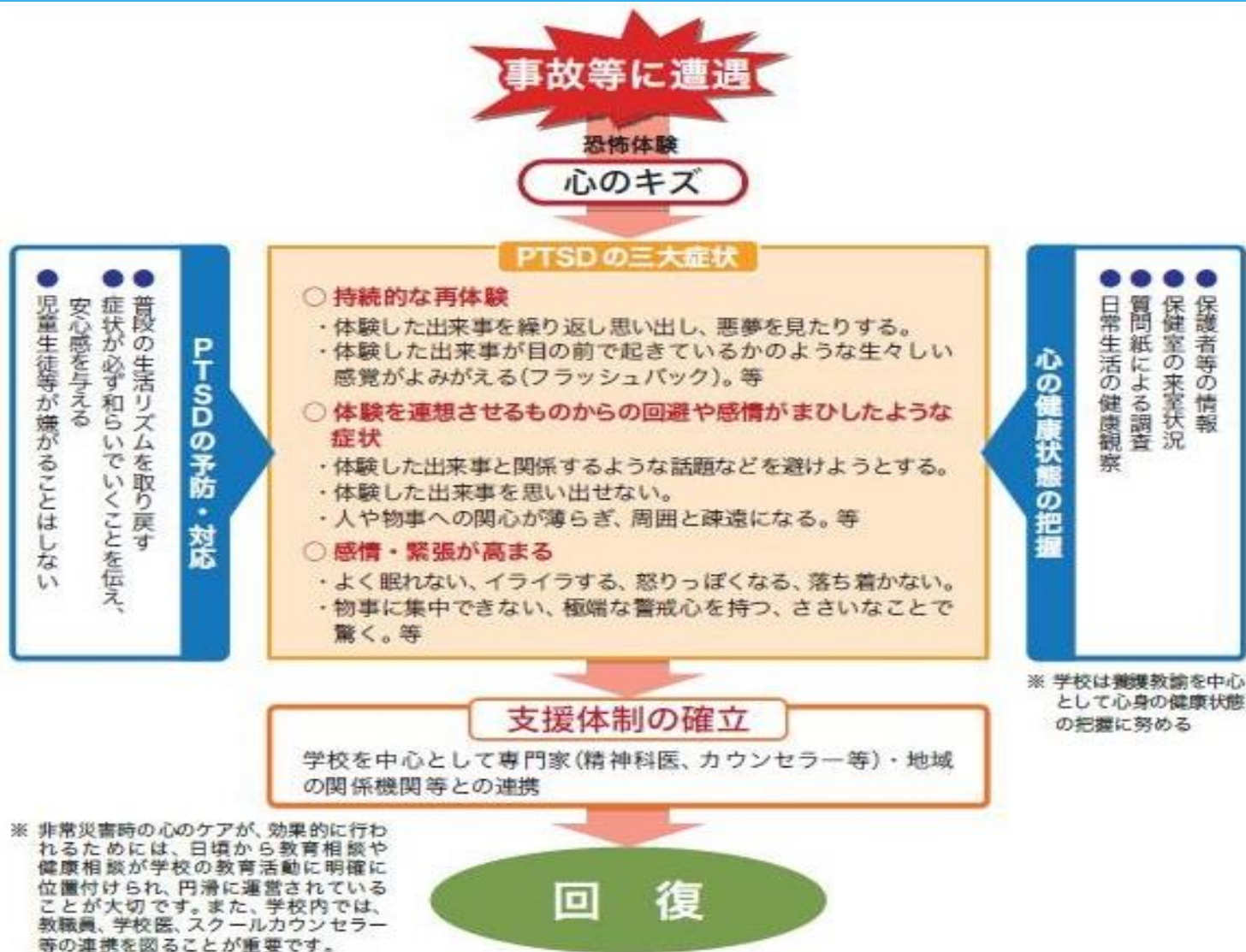
時間	学校の対応	避難所の活動	担当	
● 学校が主体となって活動				
発 災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童避難 （運動場） ・ 安全確認 ・ 帰校 	「地震防災対策 マニュアル」に 基づき対応		
	各教室へ			
避 難 所 開 設 準 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への児童 引き渡し ・ 引き取り保護者 窓口設置 	学校災害対策本部 （保護者連絡班）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急的な建物の安全確認 ・ 避難者の屋外待機 	校長 教頭ほか
			○ 避難所開設の判断	校長ほか
			○ 避難所開設準備	避難者
			○ 校区自主防災会の参集	自主防
			○ 避難所運営委員会の立ち上げ	(校長)

(4) 避難所運営協力

地域住民等が主体的に開設・運営できる体制整備

● 避難所運営委員会が主体となって活動				
避難所開設	・ 避難所支援 (児童引き取りが完了した教員)	学校災害対策本部 (避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者名簿の作成 ・ 居住班の編成 ・ 傷病者の把握 ・ 要配慮者の把握 ・ ペットの受入れ ○ コミュニティセンターへ状況報告 ○ 備蓄食料・物資の配給 	管理班 総括班 保健班 要配慮者支援班+ 環境班 <small>情報班・災害時指定職員+</small> 食料班・物資班
避難所運営	・ 避難所支援 ・ 授業再開の調整	学校災害対策本部+ (教員交代のルール化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営委員会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住班からの委員追加、班員割当て ・ 担当者交代のルール化と人数調整 	総括班
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の運営 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 発災から時間が経過し生活確保期に入ると、避難所生活における優先事項は、「よりよい生活環境の確保」に移行する。 また、避難所生活の長期化とともに、「多様化するニーズへの対応」や「生活再建を見据えた自立を妨げない支援」なども重要になってくる。 </div> 	各活動班を中心に、全ての避難者や地域の被災者が協力して指定避難所の運営にあたる。
避難所解消	・ 授業再開	学校災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の撤収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設業務と避難所の併存調整+ ・ 名簿等の引継 	

(5) 心のケア



3 今後の課題

— 地域連携をキーワードとして —

(1) 地域全体の意識向上に向けた取組

- 学校防災マニュアルの共通理解
- 地域の自主防災組織との連携

(2) 事前の危機管理

- 地域災害特性から予想される二次被害の洗い出し
- 避難経路や避難場所の点検
- 防災(避難)訓練・実際の災害対応を基にしたマニュアルの見直し
- 地域人材を活用した研修等

(3) 事後の危機管理

- 避難所運営マニュアルの作成
- 学校、地域の役割分担と体制整備